

新	旧																														
<p>用地調査等業務積算基準及び標準歩掛</p> <p>第3章 積算基準</p> <p>3-1 用地測量業務 (用地測量業務構成費目の内容)</p> <p>2-2 用地測量業務費の積算方式</p> <p>(3) 安全費の積算</p> <p>①交通整理等に要する費用は次式により算出して得た額とする。 (安全費) = { (直接測量費) - (往復経費) - (成果検定費等) } × (安全費率) (注) 1 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。 <u>3 成果検定費等には登記手数料を含む。</u></p> <p>安全費率は次表を標準とする。 (表-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 域 場 所</th> <th style="text-align: center;">大市街地</th> <th style="text-align: center;">市街地甲</th> <th style="text-align: center;">市街地乙・都市近郊</th> <th style="text-align: center;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主として現道上</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を少数第1位(少数第2位を四捨五入)まで算出する。</u></p> <p><u>② ①によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</u></p> <p>(5)技術管理費の積算</p> <p>② 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は諸経費の対象としない。 <u>また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。</u> (成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業料)</p>	地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊	そ の 他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<u>(削 除)</u>					<p>用地調査等業務積算基準及び標準歩掛</p> <p>第3章 積算基準</p> <p>3-1 用地測量業務 (用地測量業務構成費目の内容)</p> <p>2-2 用地測量業務費の積算方式</p> <p>(3) 安全費の積算</p> <p>①交通整理等に要する費用は次式により算出して得た額とする。 (安全費) = { (直接測量費) - (往復経費) - (成果検定費) } × (安全費率) (注) 1 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。 <u>(追加)</u></p> <p>安全費率は次表を標準とする。 (表-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 域 場 所</th> <th style="text-align: center;">大市街地</th> <th style="text-align: center;">市街地甲</th> <th style="text-align: center;">市街地乙・都市近郊</th> <th style="text-align: center;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主として現道上</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>そ の 他</u></td> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>上記数値内で危険度に応じて計上することができる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>② ①のほか、現場条件により安全対策上必要な費用は積み上げ計算により危険度に応じて算出する。</u></p> <p>(5)技術管理費の積算</p> <p>② 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は諸経費の対象としない。 (成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業料)</p>	地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊	そ の 他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<u>そ の 他</u>	<u>上記数値内で危険度に応じて計上することができる。</u>			
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊	そ の 他																											
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																											
<u>(削 除)</u>																															
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊	そ の 他																											
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																											
<u>そ の 他</u>	<u>上記数値内で危険度に応じて計上することができる。</u>																														

新

3-2 調査業務

(業務費の構成)

2 調査業務費

(1) 直接原価

② 直接経費

(イ) 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(イ)-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(イ)-2を原則適用する。ただし、現地条件等により(イ)-1、(イ)-2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3(以下「1-3-3」という。)を適用する。

(イ)-1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)

調査業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
調査業務	直接人件費の1.91パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

(イ)-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合)

1) 旅費の率を用いた積算

調査業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
調査業務	直接人件費の2.29パーセント

旧

3-2 調査業務

(業務費の構成)

2 調査業務費

(1) 直接原価

② 直接経費

(イ) 旅費交通費

旅費交通費は、調査業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、「県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則」に準じて積算するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、別途の方法で計上することができるものとする。

通勤及び宿泊の区分

a 通勤により業務を行う場合

通勤により業務を行えるかどうかの判断は、下記を目安とする。

なお、現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。

(i) 積算上の基地から現地まで、連絡車(ライトバン)運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度もしくは片道所要時間1時間程度とする。

(ii) 連絡車(ライトバン)運転費には、運転労務費を計上しない。

(表-2) 連絡車(ライトバン)運転費1日当たり単価表

項目	名称	規格	単位	員数	単価	金額	摘要
	ガソリン		ℓ		別 途 通 知		ℓ/h×2
	損料	ライトバン 1,500 cc	h	2			運転時間当たり損料
	〃		日	1			供用日当たり損料
	雑品		式	1			
	計						

(注) 1 運転労務費は計上しない。

2 ℓ/hは別途通知する基準による。

b 現地に滞在して業務を行う場合

上記aの範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、「県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則」によるものとする。

(i) 往復費

往復費は、当該用地調査等業務を行う技術者の作業現場までの往復(目的地に到着した日と、目的地を出発する日)に要する費用であり補正率の対象としない。

新

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

調査業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	日当・宿泊料（千円）
調査業務	6.1X

X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）

3) 往復旅行時間に係る直接人件費

往復旅行時間に係る直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は1-3-3に基づく。

なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

旧

(算定方法)

往復費 = (基準日額 + 日当交通費) × 往復 + 宿泊料 × 必要日数

交通費 = 運賃 + 特急料金 (急行料金)

片道 100km 以上	特急料金
片道 50km ~ 100km 未満	急行料金

(ii) 宿泊費

宿泊費は、当該用地調査等業務を行う者が業務のために現地に宿泊する費用である。

(iii) 日 当

日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。

新

第4章 標準歩掛
4-1 用地測量業務
II 標準歩掛

3 現地踏査（表1-1-3）

（1業務当たり）

区分	人 員		
	測量主任技師	測量技師	測量技師補
外業	1.0	1.0	1.0

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	4.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

6 地積測量図転写（地積測量図のみの転写）（表1-1-6）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.4	0.4
内業	0.2	0.3

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

第4章 標準歩掛
4-1 用地測量業務
II 標準歩掛

3 現地踏査（表1-1-3）

（1業務当たり）

区分	人 員		
	測量主任技師	測量技師	測量技師補
外業	1.0	1.0	1.0

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	4.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

6 地積測量図転写（地積測量図のみの転写）（表1-1-6）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.4	0.4
内業	0.2	0.3

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

13 補助基準点の設置 (表 1-1-13)

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.4	0.4	0.4	—

(注) 10,000 m²当たり標準補助基準点は10点とする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

14 境界測量 (表 1-1-14)

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	1.4	1.4	1.4	1.4
内 業	0.7	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	2.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

13 補助基準点の設置 (表 1-1-13)

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.4	0.4	0.4	—

(注) 10,000 m²当たり標準補助基準点は10点とする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

14 境界測量 (表 1-1-14)

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	1.4	1.4	1.4	1.4
内 業	0.7	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	2.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

15 境界点間測量（表 1-1-15）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.2	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	3.5%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

16 用地現況測量（建物等）（表 1-1-16）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.6	0.6	0.6	0.6
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	2.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

24 用地境界杭設置（表 1-1-24）

(10本当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	—	1.2	1.2	1.2
内 業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	4.0%	材 料 費	19.0%

旧

15 境界点間測量（表 1-1-15）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.2	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	3.0%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

16 用地現況測量（建物等）（表 1-1-16）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.6	0.6	0.6	0.6
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	2.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

24 用地境界杭設置（表 1-1-24）

(10本当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	—	1.2	1.2	1.2
内 業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	3.5%	材 料 費	19.0%

新

25 復元測量（表 1-1-25）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	1.7	1.7	1.7	1.7
内 業	0.5	0.5	0.5	—

(注) 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	3.0%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

27 現況実測平面図の作成（表 1-1-27）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.4	0.7	0.7

(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	3.0%	材 料 費	3.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

変化率（縮尺）

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0.0	-0.2

(注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用する。
(例：地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7=1.5+0.2)

旧

25 復元測量（表 1-1-25）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	1.7	1.7	1.7	1.7
内 業	0.5	0.5	0.5	—

(注) 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

27 現況実測平面図の作成（表 1-1-27）

(10,000 m²当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.4	0.7	0.7

(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	3.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

変化率（縮尺）

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0.0	-0.2

(注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用する。
(例：地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7=1.5+0.2)

新

28 横断面図作成 (表 1-1-28)

(1km 当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	2.5	2.5	2.5	2.5
内 業	—	3.0	3.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	<u>1.5%</u>

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

28 横断面図作成 (表 1-1-28)

(1km 当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	2.5	2.5	2.5	2.5
内 業	—	3.0	3.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.0%	材 料 費	<u>2.0%</u>

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

4-2 調査業務

II 建物等の調査

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表2-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-14により行うものとする。

表2-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

6 工作物等の調査

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

① 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表2-23によるものとする。

表2-23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が500㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

旧

4-2 調査業務

II 建物等の調査

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域内の建築物）及び第62条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表2-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-14により行うものとする。

表2-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

6 工作物等の調査

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表2-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-24により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が500㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

新

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

② 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2-24により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表2-24

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技術員	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技術員	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技術員	—	—	0.18	0.18人	

旧

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

(追加)

表2-24

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技術員	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技術員	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技術員	—	—	0.18	0.18人	

新

独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	<u>0.21</u>	<u>0.34</u> 人
			技師 C	0.13	0.61	<u>0.20</u>	<u>0.94</u> 人
			技術員	—	—	0.15	0.15 人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表2-25

敷地の面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 28,000 m ² 未満
5.70	7.80	10.40

旧

独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	<u>0.30</u>	<u>0.43</u> 人
			技師 C	0.13	0.61	<u>0.09</u>	<u>0.83</u> 人
			技術員	—	—	0.15	0.15 人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表2-25

敷地の面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 28,000 m ² 未満
5.70	7.80	10.40

新

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表2-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

③ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表2-26によって行うものとする。

表2-26

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴取に要する費用を含んだ歩掛である。

旧

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表2-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

(追加)

新

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 2-27 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-28 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表 2-27 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表 2-27

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。
	A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。
	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。
	② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。
	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。
	④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。
	⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。
	B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。
	C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために植栽されている立木をいう。
	D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	
② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	

旧

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 2-26 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-27 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表 2-26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表 2-26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。
	A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。
	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。
	② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。
	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。
	④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。
	⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。
	B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。
	C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために植栽されている立木をいう。
	D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	
② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	

新

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のもは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のもを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

旧

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のもは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のもを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

新

表 2-28

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技 術 員	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	吊り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技 術 員	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-29 の補正を行うものとする。

表 2-29

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、調査区域（敷地）内において、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 2-30 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-31 により行うものとする。

旧

表 2-27

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	用 材 林
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技 術 員	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	薪 炭 林 (自然生林)
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	収 穫 樹 (果実園)
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技 術 員	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	竹 林
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	苗 木 (植木畑)
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-28 の補正を行うものとする。

表 2-28

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、調査区域（敷地）内において、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 2-29 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-30 により行うものとする。

新

表 2-30

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 2-31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-32 の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 2-32

設備の延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満
2.90	5.20	8.70	12.00

旧

表 2-29

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 2-30

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-31 の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 2-31

設備の延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満
2.90	5.20	8.70	12.00

新

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認められることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 2-33 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 2-34 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 2-33

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3～4 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり 3 画地程度)
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5～2 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり 5 画地程度)
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m ² 以下程度のもの (10 m ² 当たり 7 画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 3 基～5 基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 7 基程度あるもの

旧

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認められることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 2-32 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 2-33 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表 2-32

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3～4 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり 3 画地程度)
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5～2 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり 5 画地程度)
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m ² 以下程度のもの (10 m ² 当たり 7 画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 3 基～5 基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 7 基程度あるもの

新

表 2-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m ²	3 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技 術 員	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m ²	5 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m ²	7 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	
墳 墓 D	10 m ²	3～5 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
墳 墓 E	10 m ²	7 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査で行うものとする。

旧

表 2-33

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m ²	3 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技 術 員	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m ²	5 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m ²	7 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	
墳 墓 D	10 m ²	3～5 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
墳 墓 E	10 m ²	7 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査で行うものとする。

新

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（VI 移転工法案の検討 に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-35 により行うものとする。

表 2-35

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 6-6 を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画図に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-36 により行うものとする。

表 2-36

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

旧

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（VI 移転工法案の検討 に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-34 により行うものとする。

表 2-34

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 6-6 を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画図に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-35 により行うものとする。

表 2-35

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

新

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 2-36 を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 2-37 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 2-37

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の 設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

旧

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 2-35 を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 2-36 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 2-36

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の 設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

新						旧					
別表 設計数量表示単位一覧表						別表 設計数量表示単位一覧表					
区分	種別	細別	単位	数値	備考	区分	種別	細別	単位	数値	備考
用地測量	作業計画		業務	1		用地測量	作業計画		業務	1	
	打合せ協議		業務	1			打合せ協議		業務	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	公図等の転写		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。		公図等の転写		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。
	公図等転写連続図作成		m ²	100			公図等転写連続図作成		m ²	100	
	地積測量図転写		m ²	100			地積測量図転写		m ²	100	
	土地の登記記録調査		m ²	100			土地の登記記録調査		m ²	100	
	建物の登記記録調査		戸	1			建物の登記記録調査		戸	1	
	権利者確認調査（当初）		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。		権利者確認調査（当初）		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。
	権利者確認調査（追跡）		人	1			権利者確認調査（追跡）		人	1	
	境界確認		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。		境界確認		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。
	土地境界立会確認書作成		m ²	100			土地境界立会確認書作成		m ²	100	
	補助基準点の設置		m ²	100			補助基準点の設置		m ²	100	
	境界測量		m ²	100			境界測量		m ²	100	
	境界点間測量		m ²	100			境界点間測量		m ²	100	
	用地現況測量（建物等）		m ²	100			用地現況測量（建物等）		m ²	100	
	用地境界仮杭設置		m ²	100			用地境界仮杭設置		m ²	100	
	面積計算		m ²	100			面積計算		m ²	100	
	用地実測図原図作成		m ²	100			用地実測図原図作成		m ²	100	
	用地平面図作成		m ²	100			用地平面図作成		m ²	100	
	土地調書作成		m ²	100	土地調書作成			m ²	100		
	地積測量図等の作成		筆	1			地積測量図等の作成		筆	1	
	不動産調査報告書の作成		筆	1			不動産調査報告書の作成		筆	1	
	用地境界杭設置		本	1			用地境界杭設置		本	1	
	復元測量		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。		復元測量		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。
	公共用地管理者との打合せ		業務	1			公共用地管理者との打合せ		業務	1	
現況実測平面図の作成		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。	現況実測平面図の作成		m ²	100	数量が1,000 m ² 未満の場合は数値を10 m ² とする。		
横断面図作成		km	0.01		横断面図作成		km	0.01			
依頼書作成		km	0.01		依頼書作成		km	0.01			
協議書作成		km	0.01		協議書作成		km	0.01			

新						旧					
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1			作業計画の策定		業務	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1			木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1			木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1			非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1			建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1			機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1			機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1			生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1			生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1			附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1			附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1			独立工作物		箇所	1	
	<u>独立工作物</u>	<u>見積</u>	<u>箇所</u>	<u>1</u>			立竹木		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。
	立竹木		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。		庭園		箇所	1	
	庭園		箇所	1			墳墓等		m ²	1	
墳墓等		m ²	1		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		照応建物の設計案の作成等		案	1			
照応建物の設計案の作成等		案	1		墓地管理者等調査		使用者	1			
墓地管理者等調査		使用者	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1			
打合せ協議	中間打合せ	回	1		法令関係資料の調査		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。		
法令関係資料の調査		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。	現況利用調査		m ²	100			
現況利用調査		m ²	100		聞き取り等調査(自治体)		機関	1			
聞き取り等調査(自治体)		機関	1		登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。		
登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100	数量が 1,000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。	地形図等調査		m ²	100			